

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2024.4.1 No26

妥協せず言い訳せず
やるべき事をやる！
頑張れ就農1年生！

畜産就農1年目の太田地域 高橋順平さん

管内農業者等の紹介①

表紙の写真は、太田地域の
高橋順平さん（32歳）です。

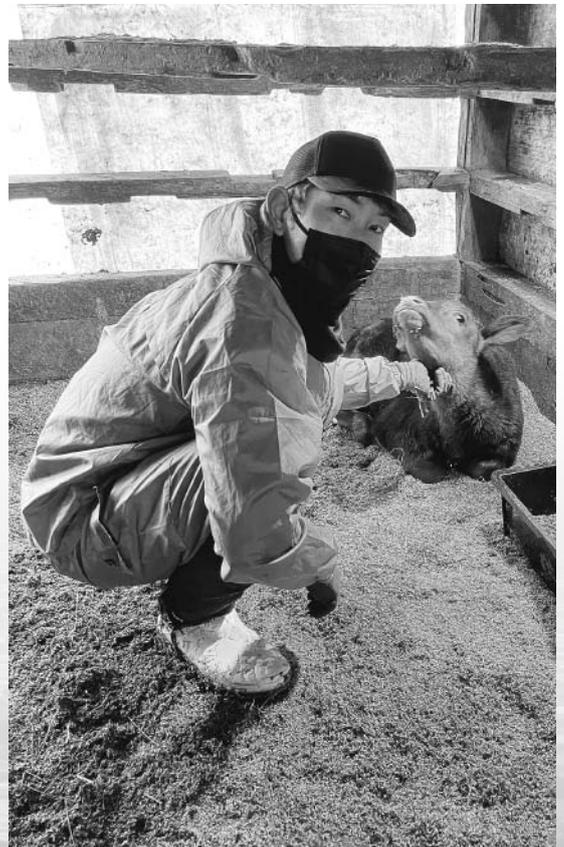
高橋さんは、高校を卒業後に介護の仕事に就いていましたが、30歳を契機に家業の畜産を継ぐことを決意し、神岡地域にある秋田県畜産試験場でフロンティア研修生として肉用牛コースを選択しました。2年間の研修を受け「人工授

精師」「受精卵移植技術」「農業簿記」などの就農に必要な資格を取得し、令和5年4月から20頭の親牛を飼育する繁殖農家として頑張っています。

当初は、牛舎を建て替え、牛の頭数も30頭程に増やす計画を立てていましたが、世界情勢の悪化により資材等の価格が高騰し、計画を延期せざるを得ませんでした。建て替えについては当初の計画どおりにはいきませんでした。既存の施設内で新たに効率の良い作業形態を考え、常に牛舎を綺麗に保つ事を心がけ、牛の体調管理を徹底しながら作業を進めています。就農1年目で周りの先輩達からいろいろとアドバイスをもらいながら試行錯誤の毎日ですが、実際に携わって分かった事もたくさんあったそうです。



牛舎内は綺麗に保ち清潔が第一



生まれて間もない子牛は順調に育っています。

考慮しなければ市場の評価につながらないため、慎重に選択しなければならぬと痛感したとのことでした。

高橋さんのモットーである「妥協せず 言い訳せず やるべき事をやる」を実践し、いつも気にかけてくれる先輩達と早く肩を並べられるよう頑張りたいと語ってくれました。

広報専門副委員長

玉井 慎太郎

(中仙地域)

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から相続登記の 申請が義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について詳しくは、
以下の二次元コードが
「法務省 所有者不明」で検索！



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、
相続登記を速やかに行うことが、重要です**

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も
令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、不動産の所在地の**法務局（登記所）**
に申請して行います

手続きは、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で
話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続
する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



令和6年度 大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、令和6年度の農作業標準賃金及び料金表について次のとおり定めました。

この表は、標準額ですので**圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。**(金額は、10%消費税が加算されています。)

区 分			単 位	金額 (税込) 円	備 考
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	6,000	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。
		未整理田		6,710	
		畑		7,060	
	代 か き	整 理 田	10a	6,470	
		未整理田		6,950	
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a	
未整理田			6,470		
側条施肥田植		整 理 田	10a	6,470	
		未整理田		7,180	
直 播		—	10a	5,890	・田植(直播)のみ。
苗 代 育 苗	育 苗	緑 化 苗	1箱	570	・農薬代は含みません。 ・密苗単価は当事者間で協議願います。
		硬 化 苗		750	
苗 運 搬			1箱	35	
畦 畔 つ き			片面1m	41	・圃場条件によります。
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	16,960	・すみ刈は含みません。
		未整理田		18,140	
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	30,160	
		未整理田		32,400	
粉 運 搬			10a	1,710	
粉 乾 燥			60kg	1,090	
粉 摺 り 調 整			60kg	510	
粉 摺 り 調 整 (色彩選別含む)			60kg	750	・色彩選別単独の場合は、330円/30kg(税込)但し労賃は含まない。
地 上 防 除			10a(1回)	1,500	・農薬代は含みません。
オ ペ レ ー タ ー			1時間	1,330	・作業種別ごとに協議願います。
一 般 作 業			1日	7,500	・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。

※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における令和5年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は次のとおりです。

圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、資材価格及び燃料費の価格変動などを考慮して、貸し手、借り手の当事者間で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。

※この情報は、1年間の平均を算出したものです。
 ※農地中間管理機構を通じた案件も含まれております。

■田（水稲）の部

(10a当たり：円)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大曲、中仙、仙北、太田	12,800	21,000	3,000	3,899
神岡、西仙北、協和、南外	9,100	18,000	1,000	2,270
(参考) 大仙市平均	11,600			6,169

- ※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。
- ※2 (参考)の平均額は、データ数による平均の値です。
- ※3 データ数とは、集計に用いた筆数です。

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)…0187-72-4611 (直通)
 大曲分室……………0187-63-1111 (代表)
 西仙北分室……………0187-75-2966 (直通)
 中仙分室……………0187-56-2325 (直通)
 協和分室……………018-892-3694 (直通)
 南外分室……………0187-74-3001 (直通)
 仙北分室……………0187-63-3003 (代表)
 太田分室……………0187-88-1115 (直通)

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	毎月20日頃	翌月の総会終了後 1週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		翌月の総会終了後1週間以内 もしくは3週間以内
農用地利用集積計画に 関する申請		翌月の総会終了後 1週間以内
買受適格証明申請	随時受付	翌月の総会終了後 1～2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等

経営とくらしを応援!!

全国農業



新聞

経営とくらしに役立つ
 情報をお届けします!

農家のための情報誌

『全国農業新聞』

- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円[送料、税込み]

- 購読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
- お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

違反転用は許しません!!

農地転用には農地法の許可が必要です。

農地を農地以外の用途にすることを「農地転用」といいます。その場合には農地法の転用許可が必要です。転用許可を受けずに転用を行った場合は、農地法に違反することになり、原状回復命令や罰則の適用等の処分を受けることになります。また、許可申請書を提出していても、許可がおりる前に工事を始めることも違法です。この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。農業者だけでなく、事業のために開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して法令順守に努めましょう。転用する場所や事業内容によって、許可要件および申請書類が異なりますので事前に農業委員会事務局又は各分室にご相談ください。

農業者年金受給者の皆様へ

現況届は忘れずに提出を!!

現況届は、年金受給者が年金を受給するため必要な毎年の手続きです。

- 現況届が届く時期**は：現況届の用紙は農業者年金基金から**5月末頃に直接受給者ご本人**あてに送付されます。
 - 現況届の提出はいつまで**：受給者本人が記入・署名し**6月中**に住所地の**農業委員会**へ提出してください。代理人が記入する場合は「代理人の欄」も記入してください。
 - 提出を忘れるとどうなりますか**：11月の支払いから提出されるまでの間、**年金支払いが差し止められます**のでご注意ください。
 - 記入を間違った場合は**：間違った箇所に**二本線**を引き、**余白**に書き直してください。**訂正印は不要**です。
 - 受給者が亡くなっている場合は**：現況届の**提出は不要**ですが、**死亡届等の手続き**をお近くの**JA**で行ってください。
 - 住所変更した場合は**：現況届は**新しい住所地の農業委員会**に提出してください。また**住所変更の**手続きをお近くの**JA**で行ってください。
- ※ **経営移譲年金・特例付加年金**を受給している方については「自己チェック」を確認の上、必ず記入して提出してください。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

● 企画調整室

TEL:03-3502-3199 TEL:03-3502-3942

農地バンクを活用しましょう！

◆農地バンク事業（農地中間管理事業）とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。



貸したい！



リタイア

リタイアするから
農地を貸したい



不在地主

都会にいて
誰かに貸したい

借りたい！



規模拡大

農地をふやして
規模拡大したい



農地交換

分散した農地を
まとめたい



新規就農

農業を始めるので
農地を借りたい



こんな時は、農地バンクにご相談ください！

(農地中間管理機構)

お問い合わせは、都道府県の農地バンク、市町村農政担当課、農業委員会または地方農政局まで。

農地バンク/農地中間管理機構

検索

そろそろあなたもマイナンバーカード!

管内農業者等の紹介②

協和地域の農事組合法人「なかむら」をご紹介します。

平成18年に設立した同法人は、中淀川地区で総経営面積が40ha。うち水稲が35ha、園芸2haにはトルコキキョウや葉牡丹、施設ハウス8棟ではほうれん草や小松菜等の季節野菜を栽培し、事務所前で直



左から青山さん、施設部門担当の小田嶋さん、金持代表理事、園芸部門担当の上釜専務

売っています。代表理事の金持善雄さんを筆頭に現場に携わる従業員は役員を含めて4

人と少数ですが、水稲については全員で対応するものの園芸部門、施設部門についてはそれぞれ担当が任されており、誰かに指示されるのではなく、担当者自らが計画実行している姿勢があります。いずれも法人として地域の役割をきちんと理解している方がそろっており「充実してやりがいがある。」「ここに来ればおいしい野菜が買えるという安心感のある場所にしたい。」と意気盛んです。

代表理事の金持さんは「経営の基盤は、人だと思っている。そういう

意味では我が法人は従業員が育ってきているのがうれしい、それが財産。地域の組合員も世代交代が進んでいるが若い人にも参画してもらい、今後身身の丈に合った経営を目指したい。」と語ってくれました。「なかむら」が目指すものひとつに「人の和と地域の輪を大切に、住民が豊かに暮らせる地域づくりに貢献する。」という理念があり、着実に地域に根差した法人経営の在り方のひとつがここにあり、ような気がします。

広報専門委員 鈴木 正雄 (協和地域)



アクが少なく、一番人気のほうれん草

ホームページ: <https://akitashop.net> / インスタグラム: [nakamura_agri](https://www.instagram.com/nakamura_agri)

編集後記

令和6年能登半島地震で被災された皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられた皆様の安全と1日でも早く平穏な生活に戻れますことを心よりお祈り申し上げます。

昨年は、生産資材・燃料費・肥料等の高騰、そして異常ともいえる連日の猛暑により農作物全般に多大なる被害を与えた年でありましたが、今年は、物流の「2024年問題」により送料の値上げが生産者の肩にのしかかり、依然として農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。農業分野では、さまざまな問題が山積みになっていますが、その中でも担い手不足により耕作放棄地や遊休農地が増大し、その解消が喫緊の課題になっています。

なかなか光が見えない農業情勢ではありますが、農業委員として地域の皆様の力を借りながら魅力ある農業を目指し、担い手不足という現状を打開出来るよう農業者のサポートをしていきたいと思っております。

広報専門副委員長 玉井 慎太郎 (中仙地域)



大仙市

農業委員会だより【第二十六号】

発行/大仙市農業委員会

〒01911701

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-13

編集/大仙市農業委員会広報専門委員会

TEL0187(72)4611

印刷/株式会社印刷所